

第 3 章

初動対応

第1節 県の対応

第1款 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

9月10日午前0時20分、栃木県全域に大雨特別警報が発表されたことから、危機管理課及び消防防災課は警戒態勢を敷いて対応にあたった。9月9日午後9時頃姿川に発表されていたはん濫危険情報が、特別警報後に複数の河川において発表されたため、随時危機管理監から知事へ状況が報告された。

知事は、危機管理監からの報告を受け、災害対策基本法第23条及び地域防災計画に基づき、同日午前5時に栃木県災害対策本部（本部長 知事）を設置し、同日午前8時に第1回目の災害対策本部会議を開催した。

2 災害対策本部の活動

日時	活動内容
9/10	
5:00	災害対策本部設置
8:00	第1回災害対策本部会議開催
9:00	台風18号に係る被害報（以下「被害報」という。）（第6報）発表（9/10 6:00現在） （第1報～第5報は災害対策本部設置前に発表）
11:00	議会運営委員会において災害の状況を報告
13:00	被害報（第7報）発表（9/10 10:30現在）
17:00	第2回災害対策本部会議開催 被害報（第8報）発表（9/10 15:00現在）
9/11	
9:00	陸上自衛隊宇都宮駐屯地司令宛に災害派遣要請（撤収 同日18:20）
12:00	被害報（第9報）発表（9/11 9:00現在）

第3章 初動対応

日時	活動内容
12:30	政府調査団への状況説明、意見交換 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、野木町への災害救助法適用を発表
16:30	第3回災害対策本部会議開催 被害報（第10報）発表（9/11 13:00 現在）
9/12	
12:30	壬生町への災害救助法適用を発表
15:30	安倍内閣総理大臣視察応対
9/14	
9:00	災害対策本部事務局員・連絡員会議開催
12:00	被害報（第11報）発表（9/14 8:30 現在）
15:30	第4回災害対策本部会議開催 被害報（第12報）発表（9/14 13:00 現在）
9/15	
0:00	県ホームページに「大雨被害に関する支援・相談窓口」のバナーを作成・運用開始 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、栃木県道路公社所管の有料道路について、災害派遣車等従事車両の無料通行措置を開始（～11/4）
8:30	災害救助法を適用した8市町に県職員を連絡員として派遣 ・佐野市、下野市、壬生町、野木町（～16日） ・栃木市、鹿沼市、日光市、小山市（～25日）
9:00	義援金募集開始
9:30	避難所巡回調査（5市11避難所）
15:30	被害報（第13報）発表（9/15 13:00 現在）

第3章 初動対応

日時	活動内容
9/16 16:30	被害報（第14報）発表（9/16 13:00 現在）
9/17 12:00	栃木市、日光市、小山市への被災者生活再建支援法適用を発表
16:00	被害報（第15報）発表（9/17 13:00 現在）
9/18 0:00	西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社所管の有料道路について、災害派遣車等従事車両の無料通行措置を開始（～11/4）
9:30	避難所巡回調査（2市町2避難所）
14:30	第5回災害対策本部会議開催
	被害報（第16報）発表（9/18 10:00 現在）
9/21 11:30	被害報（第17報）発表（9/21 9:00 現在）
9/24 13:00	鹿沼市への被災者生活再建支援法適用を発表
16:30	第6回災害対策本部会議開催
	被害報（第18報）発表（9/24 13:00 現在）
9/28 16:00	被害報（第19報）発表（9/28 13:00 現在）
9/30 16:00	被害報（第20報）発表（9/30 13:00 現在）
10/1 16:00	災害対策本部事務局員・連絡員会議開催

第3章 初動対応

日時	活動内容
10/5 15:00	被害報（第21報）発表（10/5 13:00 現在）
10/8 15:00	被害報（第22報）を発表（10/8 13:00 現在）
10/9 16:00	災害対策本部連絡員会議開催
10/15 14:30	被害報（第23報）を発表（10/15 13:00 現在）
11/2 14:00	被害報（第24報）を発表（11/2 13:00 現在）
11/19 16:00	被害報（第25報）を発表（11/19 13:00 現在）
3/31	災害対策本部解散



【災害対策本部会議】



【安倍内閣総理大臣視察】

3 義援物資

本災害の発生を受け、県内外の個人や企業などから、飲食物や日用品、機材類など義援物資の申し出が災害対策本部に届けられた。災害対策本部では、申し出をデータベース化して各市町及び県社会福祉協議会に提供するとともに、市町及び社会福祉協議会から要望を受けた場合に提供先と調整することで、必要な義援物資が適切な場所に提供されるよう橋渡しを行った。

また、壬生町の要請に対して、県の備蓄倉庫から毛布 570 枚を提供した。

4 義援金

本災害による被災者の生活を支援することを目的として、足利銀行、栃木銀行及びゆうちょ銀行に口座を開設して9月15日から「栃木県台風18号災害義援金」の募集を開始し、12月30日の受付終了までに、県内外の個人や企業などから計311,064,459円の義援金が寄せられた。

県では、寄せられた義援金を確実に、迅速、公平に配分するため栃木県義援金配分委員会を設置し、11月30日までに県が受け付けた計254,867,590円の義援金を、12月24日に第1次配分として11市町に配分した。

【義援金の第1次配分】

市町名	人的被害（人）			住家被害（件）				1次配分額 （円）
	死亡	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	
宇都宮市				1			42	4,701,204
栃木市	1			3	78	3	635	81,026,668
佐野市						1	1	207,406
鹿沼市	1	1		10	12	18	327	41,757,764
日光市	1	1	3	9	90	6	44	24,404,847
小山市				1	39		892	99,589,475
那須塩原市					1		2	380,245
下野市							8	829,624
壬生町							8	829,624
野木町							10	1,037,030
塩谷町							1	103,703
計	3	2	3	24	220	28	1,970	254,867,590

※ 12月1日時点の被害数に応じて配分

また、12月1日から30日までに受け付けた義援金（56,196,383円）及び1次配分の未配分額（486円）、日本赤十字社栃木県支部（142,078,427円）、（福）栃木県共同募金会（45,324,226円）から委員会に配分を委ねられた計243,599,522円の義援金について、平成28年2月24日に第2次配分として配分した。

【義援金の第2次配分】

市町名	人的被害（人）			住家被害（件）				2次配分額 （円）	配分総額 （円）
	死亡	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		
宇都宮市				1			38	2,593,717	7,294,921
栃木市	1		1	3	80	3	637	57,870,966	138,897,634
佐野市						1	1	145,574	352,980
鹿沼市	1	1		8	12	20	279	20,013,745	61,771,509
日光市	1	1	3	9	110	5	1	15,246,583	39,651,430
小山市				1	761		118	145,673,293	245,262,768
那須塩原市					1		2	266,885	647,130
下野市							8	582,296	1,411,920
壬生町							8	582,296	1,411,920
野木町							9	551,380	1,588,410
塩谷町							1	72,787	176,490
計	3	2	4	22	964	29	1,102	243,599,522	498,467,112

※ 平成28年2月16日時点の被害数に応じて総額を配分

さらに、第2回配分(H28.2.24)以降に日本赤十字社栃木県支部と（福）栃木県共同募金会が受け入れ、委員会に配分を委ねられた義援金(1,493,325円)について、平成28年12月15日に第3回委員会会議を開催し、公益財団法人栃木県市町村振興協会に設置されている「栃木県被災者生活再建支援基金」に全額寄付し、委員会が保管する義援金を精算することを決定した。

5 災害見舞金

本災害により本県が甚大な被害を受けたことに対し、天皇皇后両陛下より災害見舞金を賜った。

そのほか、各地方自治体から災害見舞金が寄せられており、1都26県3市2町から計1,090万円の災害見舞金の贈呈を受けた。

第3章 初動対応

第2款 知事等の現地視察

知事、副知事は被害状況や復旧状況等を確認するため、県内各地の現地視察を行った。

日時	視察内容	知事	鈴木副知事	馬場副知事
9/15				
8:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿沼市日吉町の土砂災害現場 ・ 鹿沼市奈佐原町の農業被害現場 ・ 栃木市都賀町にある障害者施設の被害現場 ・ ヘリコプターによる上空からの災害状況調査（県内各地） ・ 壬生町安塚地区の東武鉄道宇都宮線姿川第二避溢橋梁流失災害現場 ・ 小山市羽川地区の浸水災害現場 ・ 小山市大行寺地区の浸水災害現場 ・ 小山市押切地区の浸水災害現場 ・ 栃木市藤岡町西前原地区の浸水災害現場 	○		○
		○		○
		○		○
		○		○
				○
				○
				○
				○
9/19				
9:00	・ ヘリコプターによる上空からの災害状況調査（日光市、鹿沼市）		○	
10/21				
13:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日光市芹沢地区の土砂災害現場 ・ 日光市藤原イの原の国道 121 号土砂災害現場 ・ 日光市藤原龍王峡の国道 121 号土砂災害現場 ・ 日光市西川地先打越トンネル付近 			○
				○
				○
10/23				
9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿沼市玉田町の家屋被害現場 ・ 鹿沼市日吉町の土砂災害現場 ・ 鹿沼市奈佐原町の農業被害現場 ・ 栃木市都賀町の障害者施設復旧状況 ・ 宇都宮市幕田町の姿川流域農業被害現場 ・ 壬生町安塚地区の東武鉄道宇都宮線姿川第二避溢橋梁復旧状況 		○	
			○	
			○	
			○	
			○	
			○	
11/17				
12:45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日光市藤原イの原の国道 121 号土砂災害現場復旧状況 ・ 日光市藤原龍王峡の国道 121 号土砂災害現場復旧状況 		○	
			○	

第3款 県土防災センター

1 県土防災センターでの活動

9月9日午前5時00分、台風18号及び豪雨のため、河川グループ、道路保全グループ、砂防水資源グループが県土防災センターに参集し活動を開始した。その後、局所的豪雨や長雨の影響により、県内河川では大規模出水となり、指定河川洪水予報、水位周知情報や土砂災害警戒情報を発表した。

2 県土防災センターの活動内容

日時	活動内容
9/9	
5:00	県土防災センター活動報告(No.1)
5:38	矢板土木ダム管理部洪水警戒体制
7:00	三河沢ダム洪水警戒体制
7:10	塩原ダム放流通知(8:30から25 m ³ /s)
7:30	西荒川ダム放流通知(9:00から14 m ³ /s)
8:00	県土防災センター活動報告(No.2)
8:00	中禅寺ダム洪水警戒体制
9:00	三河沢ダム放流通知(10:00から11 m ³ /s)
9:27	三河沢ダム洪水調節開始
12:00	県土防災センター活動報告(No.3)
13:55	東荒川ダム洪水調節開始
14:25	日光市に「土砂災害警戒情報」発表
14:25	日光市の幹部職員に県幹部職員から情報提供(土砂災害警戒情報)
14:46	西荒川ダム洪水調節開始
15:00	松田川ダム洪水警戒体制
15:00	中禅寺ダム洪水調節開始
15:45	足利市に「土砂災害警戒情報」発表
15:45	足利市の幹部職員に県幹部職員から情報提供(土砂災害警戒情報)
15:50	塩原ダム洪水調節開始
15:55	中禅寺ダム放流通知(16:00から30 m ³ /s)
16:30	県土防災センター活動報告(No.4)
16:55	栃木市、佐野市、鹿沼市に「土砂災害警戒情報」発表
16:55	栃木市、佐野市、鹿沼市の幹部職員に県幹部職員から情報提供(土砂災害警戒情報)
17:35	秋山川に「はん濫注意情報」発表
17:45	中禅寺ダム放流通知(18:00から60 m ³ /s)
18:10	巴波川に「はん濫注意情報」発表
18:08	寺山ダム洪水調節開始
18:15	野木町に「土砂災害警戒情報」発表

第3章 初動対応

日時	活動内容
18:15	野木町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
18:20	永野川に「はん濫注意情報」発表
18:30	姿川に「はん濫注意情報」発表
18:30	寺山ダム越流通知（19:30 から 20 m ³ /s）
18:45	黒川に「はん濫注意情報」発表
18:50	那須塩原市、那須町に「土砂災害警戒情報」発表
18:50	那須塩原市、那須町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
19:00	東荒川ダム越流通知（20:00 から 30 m ³ /s）
19:15	姿川に「はん濫警戒情報」発表
19:15	宇都宮市、下野市、壬生町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（姿川）
19:30	田川に「はん濫注意情報」発表
19:50	思川に「はん濫注意情報」発表
19:55	宇都宮市、真岡市、下野市、上三川町、高根沢町に「土砂災害警戒情報」発表
19:55	宇都宮市、真岡市、下野市、上三川町、高根沢町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
21:00	姿川に「はん濫危険情報」発表
21:00	宇都宮市、下野市、壬生町の首長に知事ホットライン（姿川）
21:00	小山市、矢板市、壬生町、塩谷町に「土砂災害警戒情報」発表
21:00	小山市、矢板市、壬生町、塩谷町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
21:30	田川に「はん濫警戒情報」発表
21:30	小山市、下野市、上三川町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（田川）
21:45	荒川に「はん濫注意情報」発表
21:55	巴波川に「はん濫警戒情報」発表
21:55	栃木市、小山市、野木町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（巴波川）
22:25	永野川に「はん濫警戒情報」発表
22:25	栃木市、小山市の幹部職員に県幹部職員から情報提供（永野川）
22:40	塩原ダムただし書き操作開始
23:00	荒川に「はん濫警戒情報」発表
23:00	さくら市、那須烏山市、市貝町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（荒川）
23:14	寺山ダム洪水調節終了
23:25	西荒川ダムただし書き操作開始
9/10	
0:00	県土防災センター活動報告(No. 5)
0:10	蛇尾川に「はん濫注意情報」発表
1:00	塩原ダムただし書き操作終了

第3章 初動対応

日時	活動内容
1:15	永野川に「はん濫危険情報」発表
1:15	栃木市、小山市の首長に知事ホットライン（永野川）
1:35	黒川に「はん濫警戒情報」発表
1:35	壬生町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（黒川）
1:45	箒川に「はん濫注意情報」発表
2:00	秋山川に「はん濫警戒情報」発表
2:00	栃木市、佐野市の幹部職員に県幹部職員から情報提供（秋山川）
2:00	三河沢ダム洪水調節終了
2:15	巴波川に「はん濫危険情報」発表
2:15	栃木市、小山市、野木町の首長に知事ホットライン（巴波川）
2:30	思川に「はん濫警戒情報」発表
2:30	小山市、野木町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（思川）
3:25	田川に「はん濫危険情報」発表
3:25	小山市、下野市、上三川町の首長に知事ホットライン（田川）
3:50	黒川に「はん濫危険情報」発表
3:50	壬生町の首長に知事ホットライン（黒川）
4:58	東荒川ダム洪水調節終了
5:00	西荒川ダムただし書き操作終了
6:00	県土防災センター活動報告(No. 6)
6:30	さくら市、益子町、市貝町、芳賀町に「土砂災害警戒情報」発表
6:30	さくら市、益子町、市貝町、芳賀町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
7:45	那須烏山市に「土砂災害警戒情報」発表
7:45	那須烏山市の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
8:25	小貝川に「はん濫注意情報」発表
8:30	茂木町に「土砂災害警戒情報」発表
8:30	茂木町の幹部職員に県幹部職員から情報提供（土砂災害警戒情報）
8:35	五行川に「はん濫注意情報」発表
10:30	県土防災センター活動報告(No. 7)
10:50	永野川に「はん濫警戒情報」発表
11:00	中禅寺ダム洪水調節終了
12:20	黒川に「はん濫警戒情報」発表
12:30	巴波川に「はん濫警戒情報」発表
12:50	姿川に「はん濫警戒情報」発表
14:55	足利市、那須烏山市、茂木町、那須町に「土砂災害警戒情報（警戒解除）」発表
15:00	県土防災センター活動報告(No. 8)
15:00	永野川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表

日時	活動内容
15:20	秋山川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
15:40	姿川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
15:55	田川に「はん濫警戒情報」発表
16:20	黒川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
16:27	巴波川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
16:50	思川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
17:00	西荒川ダム、東荒川ダム、寺山ダム、塩原ダム、中禅寺ダム、三河沢ダム洪水警戒体制解除
17:10	田川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
18:35	荒川に「はん濫注意情報（警戒情報解除）」発表
23:15	箒川に「はん濫注意情報解除」発表
23:30	蛇尾川に「はん濫注意情報解除」発表
23:50	永野川に「はん濫注意情報解除」発表
23:55	宇都宮市、佐野市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町に「土砂災害警戒情報（警戒解除）」発表
9/11	
0:20	松田川ダム洪水警戒体制解除
2:00	巴波川に「はん濫注意情報解除」発表
2:15	秋山川に「はん濫注意情報解除」発表
2:25	五行川に「はん濫注意情報解除」発表
2:35	小貝川に「はん濫注意情報解除」発表
2:45	荒川に「はん濫注意情報解除」発表
3:10	姿川に「はん濫注意情報解除」発表
5:15	栃木市、鹿沼市、日光市に「土砂災害警戒情報（警戒解除）」発表
5:40	田川に「はん濫注意情報解除」発表
6:00	黒川に「はん濫注意情報解除」発表
7:15	思川に「はん濫注意情報解除」発表
8:00	県土防災センター活動報告(No. 9)
13:00	県土防災センター活動報告(No. 10)
18:00	県土防災センター活動報告(No. 11)
23:00	県土防災センター活動報告(No. 12)
9/12	
4:00	県土防災センター活動報告(No. 13)
8:30	県土防災センター活動報告(No. 14)

第3章 初動対応

日時	活動内容
20 : 30	県土防災センター活動報告 (No. 15)
9/13	
8 : 30	県土防災センター活動報告 (No. 16)
9/14	
8 : 30	県土防災センター活動報告 (No. 17)
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 18)
9/15	
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 19)
9/16	
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 20)
9/17	
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 21) ※各課室で対応
9/18	
10 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 22) ※各課室で対応
9/21	
10 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 23)
9/22	
17 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 24)
9/23	
16 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 25)
9/24	
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 26) ※各課室で対応
9/28	
13 : 00	県土防災センター活動報告 (No. 27) ※各課室で対応

第3章 初動対応

日時	活動内容
9/30 13 : 00	県土防災センター活動報告(No. 28) ※各課室で対応
11/19 13 : 00	県土防災センター活動報告(No. 29) ※各課室で対応 以降、活動報告なし

第3章 初動対応

第4款 災害医療本部

1 災害医療本部の設置

栃木県災害医療本部設置要綱第2条に基づき、9月10日午前5時に栃木県災害医療本部（本部長 保健福祉部長）を県庁4階に設置し、同日午前8時45分に第1回目の災害医療本部会議を開催した。

2 災害医療本部の活動

日時	活動内容
9/10	
5:00	災害医療本部設置
8:00	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を災害モードに切替
8:10	県内DMAT待機要請
8:45	第1回災害医療本部会議開催
18:15	第2回災害医療本部会議開催
9/11	
9:30	EMISを警戒モードに切替 県内DMAT待機解除（継続して連絡体制を確保）
17:30	第3回災害医療本部会議開催
9/14	
16:30	第4回災害医療本部会議開催
9/18	
16:00	第5回災害医療本部会議開催
17:00	EMISを通常モードに切替
9/24	
17:45	第6回災害医療本部会議開催

第5款 各部局の対応

部局名	対応内容
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連予算の計上方法などについて、被災市町へ随時助言 ・ 普通交付税の繰上げ交付について、関係市町へ通知の上、現金交付 ・ 被災市町における市町村税の期限延長、徴収猶予、減免等に関し、随時助言 ・ 被災者に対するマイナンバー通知カードの送付について被災市町へ随時助言
経営管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校の児童・生徒の安否、施設被害、休校等の状況確認 ・ 本庁舎及び地方合同庁舎の被害状況の確認 ・ 災害対応に係る配車調整 ・ 県税の徴収猶予等に係る事業者等からの相談対応
県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に関する情報の集約 ・ 災害対策本部会議の開催 ・ 被害報の発信 ・ 義援金の受付 ・ 災害見舞金の受付 ・ 災害救助法の適用 ・ 被災者生活再建支援法の適用 ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用 ・ 義援物資の受付 ・ 備蓄物資の提供 ・ 有料道路無料措置の調整 ・ 防災ヘリコプターの運用 ・ 避難所巡回の実施 ・ 被災市町への連絡員派遣 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 報道機関を通じた災害情報等の提供 ・ 広報紙や県ホームページなどの各種広報手段を活用した広報活動の実施 ・ 災害対応等への意見・提案等に関する広聴活動の実施

第3章 初動対応

部局名	対応内容
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等施設の災害対策 ・林道施設の災害対策 ・林産物、林業施設等の災害対策 ・被災地の復旧事業資金等の融資 ・災害復旧用木材、木炭等の確保 ・山地災害の対策 ・治山施設の災害対策 ・県有林等の災害対策 ・造林木等の災害対策 ・廃棄物処理施設における被害状況の情報集約 ・災害廃棄物の発生日量量の把握 ・災害廃棄物仮置場（搬入先）の情報集約、広報活動 ・災害等廃棄物処理事業説明会の開催 ・災害廃棄物仮置場における分別等の現地指導 ・災害廃棄物処理に関する市町村等との相互応援協定に基づく運搬車両・人員配備のあっせん等 ・指定廃棄物及び除染除去土壌等の保管場所の点検、被害状況の情報集約
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害医療本部の設置 ・E M I S 等による医療機関の被害情報等確認 ・被災市町への職員派遣 ・保健衛生対策に関する市町への助言 ・消毒剤、衛生用品の市町への提供 ・被災住民の戸別訪問に係る保健師派遣 ・被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア （避難所巡回、健康相談 等） ・社会福祉施設等所管施設の被害情報等確認 ・被災地における要援護高齢者の施設受入れ依頼 ・水道施設の被害情報等確認 ・応急給水体制の確認 ・飲用井戸に関する衛生指導等
産業労働観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・産業労働観光部内の連絡調整 ・県内企業等の被害情報の集約 ・中小企業・ものづくり企業向け相談窓口の設置 ・中小企業・ものづくり企業向け出張相談の実施 ・被災した中小企業への金融支援 ・緊急観光誘客キャンペーンの展開 ・「とちまるショップ」等での義援金箱の設置

部局名	対応内容
農政部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係（農地等含む）被害状況について、被害状況の情報収集、とりまとめ ・ ライフライン施設（農業集落排水施設）の長期間の機能停止が生じないよう応急的対応への指導 ・ 多面的機能支払交付金による水路や水田に流入した土砂除去等の共同作業への支援 ・ 被災した農地・農業用施設・共同利用施設等の災害復旧事業の導入に向けた指導・助言 ・ 農地・農業用施設災害復旧事業の申請に向けた、現地調査及び査定設計書作成等の人的支援 ・ 栃木県農漁業災害特別措置条例の適用 ・ 条例資金及び農業近代化資金の取りまとめ ・ 農業団体が行う県内外からのいちご苗の確保の取組を支援（全農みやぎ、JAはが野から約8.7万本融通） ・ 収穫米の浸水被害を受けた農業者の営農再開に向けた支援 ・ 「農作物被害防止対策、技術対策」を作成、周知 ・ 被災した農家への現地確認、技術的支援 ・ 「浸水等に伴う家畜伝染病予防対策」を作成、周知 ・ 浸水等に伴う家畜伝染病予防のため、浸水農家等への現地確認及び衛生指導 ・ 協定に基づく供給元の在庫量の確認
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土防災センターでの活動 ・ 公共土木施設等の被害状況の確認・情報収集 ・ 土砂災害の被害状況の確認・情報収集 ・ 高速道路、鉄道等の被害状況の情報収集 ・ 緊急輸送道路ネットワークの確保 ・ 通行規制及び迂回路の設定 ・ 公共土木施設等の応急・復旧対応 ・ 土砂災害箇所への応急・復旧対策 ・ 国土交通省との連絡調整 ・ 被災者への県営住宅提供等の住宅支援の実施
会計局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内金融機関の被災状況及び災害への対応状況（相談窓口の設置）の確認 ・ 災害関連物資の調達手続に係る庁内周知（本庁各課室の判断にて随意契約による調達を可能とする。） ・ 緊急払対処の庁内周知

第3章 初動対応

部局名	対応内容
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・局内の各事業における施設の点検 ・各事業の継続（電気事業、水道事業及び工業用水道事業） ・応急給水作業（水道事業：人的、物的応援） ・応急物資の配布（水道事業）
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校幼児児童生徒の安否、被災、避難状況の把握 ・所管施設、公立学校、社会教育施設、文化財等の被害状況の情報収集・現地調査 ・公立学校の休校等の情報収集・提供 ・二次災害防止のための市町教育委員会への通知 ・文部科学省への被害状況等の報告 ・被災市町に対する施設の災害復旧に係る指導・助言 ・教科書の再給与に係る調査

第2節 市町の対応

第1款 市町対策本部等

本災害の発生を受け、県内の全ての市町が災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置して、災害対応にあたった。

【市町災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況】

市町名	名称	設置日時	解散日時
宇都宮市	災害対策本部	9/10 2:10	9/11 18:45
足利市	災害警戒本部	9/ 9 13:38	9/11 0:09
栃木市	災害対策本部	9/10 0:00	12/14 17:00
佐野市	災害警戒本部	9/ 9 16:55	9/11 0:09
鹿沼市	災害対策本部	9/ 9 20:00	H28 3/31
日光市	災害対策本部	9/10 0:20	9/30 15:30
小山市	災害対策本部	9/ 9 22:40	9/10 18:00
真岡市	災害対策本部	9/10 3:06	9/10 16:30
大田原市	災害対策本部	9/10 7:30	9/10 18:00
矢板市	災害対策本部	9/ 9 20:45	9/11 0:09
那須塩原市	災害対策本部	9/10 9:30	1/14 16:20
さくら市	災害対策本部	9/ 9 20:30	9/11 0:09
那須烏山市	災害対策本部	9/10 8:00	9/11 17:00
下野市	災害対策本部	9/10 0:58	9/10 17:30
上三川町	災害対策本部	9/ 9 9:30	9/24 8:50
益子町	災害対策本部	9/10 7:00	9/11 8:45
茂木町	災害対策本部	9/10 9:45	9/11 9:16
市貝町	災害警戒本部	9/10 7:30	9/11 8:36
芳賀町	災害対策本部	9/10 1:20	9/11 0:15
壬生町	災害対策本部	9/10 0:20	H28 2/29 17:00
野木町	災害対策本部	9/ 9 22:30	9/10 16:00
塩谷町	災害対策本部	9/ 9 21:00	9/10 16:00
高根沢町	災害警戒本部	9/ 9 13:38	9/11 0:09
那須町	災害警戒本部	9/ 9 10:35	9/10 20:30
那珂川町	災害警戒本部	9/10 1:05	9/11 0:09

第3章 初動対応

第2款 避難勧告・避難指示

被災市町長は、河川の増水、がけ崩れ等の危険性に鑑み、住民に対し安全な場所への避難について勧告、指示を行い、人命の安全確保に努めた。避難勧告は15市町のべ64,015世帯に対して、避難指示は9市町のべ37,487世帯に対してそれぞれ発令された。

【市町長が発出した避難勧告】

市町名	地区名	対象世帯	発令	解除
宇都宮市	幕田町、針ヶ谷町	5	9/ 9 19:30	9/9 21:15
	大谷町	45	9/10 1:00	9/11 17:00
	上御田町 ほか16地区	2,300	9/10 1:40	9/11 17:00
栃木市	寺尾 ほか6地区	8,300	9/ 9 17:30	9/10 1:30
	平井町 ほか2地区	1,958	9/ 9 19:45	9/10 1:30
	万町 ほか4地区	1,190	9/ 9 21:00	9/10 1:30
	万町 ほか24地区	5,823	9/10 0:00	9/10 1:30
	出流町 ほか6地区	24	9/17 19:30	9/28 18:30
佐野市	葛生東一丁目	269	9/10 4:20	9/10 9:15
	越名町	25	9/10 4:20	9/10 9:30
	葛生西一丁目	1	9/10 7:30	9/18 17:00
鹿沼市	西鹿沼町 ほか3地区	200	9/ 9 20:00	9/11 6:15
	黒川沿岸世帯	1,606	9/ 9 20:50	9/11 6:15
	富岡 ほか2地区	165	9/ 9 20:50	9/11 6:15
	全域	36,121	9/10 0:30	9/11 6:15
	板荷	1	9/12 15:00	H29 5/25 15:00
	日吉	29	9/12 20:00	9/17 17:10
	日吉	30	9/13 11:55	9/17 17:10
	日吉	59	9/18 8:30	H29 10/7 現在 継続中
小山市	中里 ほか4地区	491	9/10 1:40	9/10 2:45
	大字小山、大字立木	738	9/10 2:28	9/10 17:59
	大字塩沢 ほか3地区	287	9/10 6:00	9/10 17:59
大田原市	片田	5	9/10 10:10	9/11 9:15
那須塩原市	上塩原 ほか16地区	3,063	9/ 9 23:00	9/11 8:30
さくら市	喜連川 ほか2地区	428	9/ 9 23:12	9/10 0:23
下野市	上古山 ほか4地区	45	9/ 9 22:30	9/10 17:30
上三川町	上神主 ほか2地区	219	9/ 9 21:52	9/11 8:30

第3章 初動対応

市町名	地区名	対象世帯	発令	解除
上三川町	五分一	15	9/ 9 22:50	9/11 8:30
茂木町	大瀬平 ほか8地区	26	9/10 9:50	9/11 9:15
壬生町	安塚一	16	9/ 9 20:00	9/11 15:10
	下馬木	7	9/ 9 23:00	9/10 15:00
野木町	床上床下住居浸水者	473	9/10 16:00	9/11 10:10
塩谷町	大字船生	37	9/ 9 10:20	9/10 2:03
	大字下寺島	4	9/ 9 23:11	9/10 16:00
高根沢町	上高根沢	10	9/10 8:00	9/10 16:00
計		64,015		

【市町長が発出した避難指示】

市町名	地区名	対象世帯	発令	解除
宇都宮市	幕田町、針ヶ谷町	5	9/ 9 21:15	9/11 17:00
栃木市	藤岡町部屋 ほか4地区	454	9/10 0:00	9/11 6:30
	万町 ほか51地区	19,613	9/10 1:30	9/11 6:30
	藤岡町都賀台沼	51	9/10 2:00	9/11 6:30
	藤岡町蛭沼、西前原	90	9/10 4:30	9/11 6:30
	大平町下高島	81	9/10 9:50	9/11 6:30
	藤岡町帯刀 ほか3地区	425	9/11 14:00	9/12 15:00
鹿沼市	上殿町 ほか26地区	8,383	9/10 0:30	9/11 6:15
	日吉	59	9/17 17:10	9/18 8:30
日光市	芹沢	26	9/13 9:00	9/26 6:00
小山市	上生井 ほか3地区	511	9/ 9 23:43	9/10 17:59
	大行寺	614	9/10 0:07	9/10 17:59
	中里 ほか7地区	617	9/10 2:45	9/10 17:59
	南半田	186	9/10 4:05	9/10 17:59
さくら市	喜連川 ほか2地区	428	9/10 0:23	9/10 15:00
壬生町	下馬木 ほか13地区	2,625	9/10 5:30	9/10 15:10
野木町	友下 ほか9地区	3,282	9/ 9 23:40	9/10 16:00
塩谷町	大字船生	37	9/10 2:03	9/10 16:00
計		37,487		

第3章 初動対応

第3款 避難所

被災市町は、豪雨災害により避難勧告・避難指示を受けた避難者を収容するため、指定避難所等を開設した。最大で18市町132箇所の指定避難所や福祉避難所、緊急避難場所が開設され、のべ5,952人が避難所を利用した。

また、最大で7市町37箇所の自主避難所も開設され、のべ508人の住民が避難を行った。

【避難所等（自主避難所を除く）の設置状況】

市町名	避難所名	最大避難者数 (9/14 24:00まで)
宇都宮市	城山地区市民センター	30
	旭中学校	0
	横川西小学校	6
	横川中央小学校	6
	宮の原小学校	0
	姿川地区市民センター	19
	雀宮東小学校	53
	陽南中学校	0
	築瀬小学校	0
栃木市	大平東地区公民館	8
	長寿園	113
	藤岡公民館	58
	藤岡第二中学校	244
	栃木西中学校	130
	栃木中央小学校	196
	栃木南中学校	18
	皆川公民館	70
	岩舟公民館	22
	寺尾公民館	32
	真名子夢ホール	63
	吹上公民館	27
	西方総合文化体育館	11
	西方保健センター	23
	大柿コミュニティセンター	32
大平公民館	204	
佐野市	相生町公民館	2
	界地区公民館	0

市町名	避難所名	最大避難者数 (9/14 24:00まで)
鹿沼市	菊沢コミュニティセンター	204
	東小学校	32
	情報センター	90
	中央小学校	40
	加蘇コミュニティセンター	88
	西中学校	14
	東大芦コミュニティセンター	18
	北押原コミュニティセンター	8
	みどりが丘小学校	70
	栗野コミュニティセンター	19
	清洲コミュニティセンター	3
	南摩コミュニティセンター	6
	板荷コミュニティセンター	31
	南押原中学校	23
	野尻公民館	4
	南上野公民館	25
	南押原コミュニティセンター	1
	東部台コミュニティセンター	12
	藤江地区センター	38
	北押原小学校	5
	楡木小学校	12
	東中学校	64
	見野集落センター	60
	引田生活向上センター	1
	板荷1区生活向上センター	12
	板荷2区生活向上センター	9
	板荷4区生活改善センター	12
	板荷7区生活向上センター	2
	下久我自治会館	11
	上久我自治会館	5
	出口公民館	2
大栗公民館	5	
日光市	たんぼぼ広場	0
	小網公民館	76
	川治温泉駅	0

第3章 初動対応

市町名	避難所名	最大避難者数 (9/14 24:00まで)
日光市	川治地区コミュニティセンター	59
	三依保育園	13
	ふるさと体験村センター	0
	今市ホーム	1
	きぬ川苑	1
	ひかりの里	0
小山市	穂積出張所	34
	豊田中学校	97
	豊田南小学校	120
	羽川小学校	26
	間々田小学校	193
	間々田中学校	176
	若木小学校	179
	小山第三小学校	66
	城南小学校	43
	城南中学校	20
	城北小学校	8
	大谷中学校	10
	美田中学校	266
	中小学校	13
	間々田東小学校	1
	寒川小学校	22
特別養護老人ホーム穂の香苑	1	
特別養護老人ホーム富士見荘	2	
大田原市	片田集会所	7
那須塩原市	塩原公民館	19
	ハロープラザ	36
	宿泊体験館メープル	20
	金沢小学校	6
	関谷小学校	0
	大貫小学校	0
	横林小学校	0
	箒根中学校	0
さくら市	早乙女公民館	0
	喜連川保健センター	0

市町名	避難所名	最大避難者数 (9/14 24:00まで)
さくら市	喜連川小学校体育館	0
那須烏山市	烏山体育館	0
	旧向田小学校体育館	2
	旧境保育園	0
	保健福祉センター	0
下野市	スポーツ交流館	2
	ふれあい館	5
	国分寺公民館	10
	国分寺西小学校体育館	8
	上古山集落センター	2
	中大領公民館	18
	箕輪公民館	11
上三川町	坂上コミュニティセンター	10
	北小学校	8
	上三川町役場	34
益子町	あぐり館	0
	益子町総合体育館	0
	農村環境改善センター	0
茂木町	道の駅もてぎ 防災館	5
壬生町	壽陽が丘ふれあい広場	10
	羽生田小学校	5
	壬生小学校	481
	壬生中央公民館	363
	壬生北小学校	0
	総合運動場	75
野木町	南赤塚小学校	13
	野木小学校	293
	町公民館・体育センター	165
	野木第二中学校	289
	野木中学校	52
	友沼小学校	179
塩谷町	生涯学習センター	89
	玉生コミュニティセンター	25
	大宮コミュニティセンター	15
高根沢町	上高根沢ふれあいセンター	0

第3章 初動対応

第3節 警察の対応

栃木県警察は、発災直後、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、県内の被災情報の集約、被災者の救出救助を始め、交通規制、避難誘導、被災者支援のほか、避難所に対するパトロール活動等を行った。

特に、甚大な被害を受けた鹿沼市日吉町、日光市川俣、日光市板橋地内等に対して、県機動隊や管区機動隊で編成する広域緊急援助隊を派遣し、自衛隊、自治体、消防等と連携しながら、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等に当たった。



【災害警備本部】



【被災者支援活動】



【捜索活動状況】



【左 同】

(1) 本部の活動内容

災害対策本部名	収集情報
栃木県警察本部 災害警備本部	・ 人的、物的被災状況
	・ 交通状況（公共機関、主要道路及び高速道路）
	・ 行方不明者情報

第3章 初動対応

(2) 県民生活への支援

避難所警戒・警ら活動	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所周辺の警戒、警ら活動・ 避難所での移動交番など情報提供活動
交通事故防止対策	冠水箇所、水害に係る道路冠水、消失箇所等における警察官による交通規制等を実施
交通手数料の免除	被災者を対象に、運転免許証再交付、自動車保管場所証明書交付の申請等に係る手数料を免除 (H28年3月31日まで)

第4節 消防の対応

1 概況

県内13消防本部は、台風18号の接近とともに警戒体制を強化し、延べ3,010人が出動して人命の救助や避難誘導等に従事した。

また、25市町の消防団も出動し、延べ11,690人の団員が管轄地区の巡視、避難誘導、土のう積み等に従事した。

2 活動の状況

県内の消防機関は、9月9日からの大雨で警戒体制を強化し、10日午前0時20分に大雨特別警報を受信後速やかに消防職員及び消防団員の非常招集を行い、活動人員の確保を図った上で、河川の監視、危険地域の巡回監視等警戒体制をとった。

更に、豪雨による被害が発生するにつれ、消防職員及び消防団員の活動は増加し、夜間の豪雨の危険の中、次のような諸活動を行った。

- ・ 河川決壊に備えた土のう積み、木流し工法による被害の拡大防止
- ・ 地域住民に対する避難勧告、避難誘導
- ・ 被災地域の交通規制
- ・ 土砂や倒木の撤去
- ・ 浸水害を受けた地域住民の救助

地域住民に対する避難勧告にあたっては、消防職員と地元消防団員が連携し、戸別訪問を行って避難を促すなどして人的被害の発生を防いだ。また、避難誘導や救命救助にあたっては、両者の連携により最大限の救助活動が実施された。

【項目別活動件数】

項目	消防職員			消防団員		
	件数	人数	車両	件数	人数	車両
救急業務	62	207	64			
救助活動	185	1,109	256	142	890	88
特別警戒	90	481	151	270	5,727	573
搜索	1	7	2	1	64	9
その他	270	1,206	347	176	5,009	600
計	608	3,010	820	589	11,690	1,270

※ 「その他」は、土のう積みなどの水防活動や避難誘導 など

【市町村別の従事者数】

消防本部名	消防職員数	市町村名	消防団員数
宇都宮	489	宇都宮市	1,233
足利市	76	足利市	6
栃木市	349	栃木市	2,287
佐野市	139	佐野市	74
鹿沼市	240	鹿沼市	1,247
日光市	327	日光市	1,006
小山市	477	小山市	1,546
		野木町	184
石橋地区	375	下野市	662
		上三川町	170
		壬生町	383
大田原	91	大田原市	324
芳賀地区広域	326	真岡市	252
		益子町	95
		茂木町	234
		市貝町	160
		芳賀町	100
黒磯那須	5	那須塩原市	531
		那須町	0
南那須地区広域	37	那須烏山市	372
		那珂川町	43
塩谷広域	79	矢板市	150
		さくら市	156
		塩谷町	395
		高根沢町	80
計	3,010	計	11,690

第5節 指定地方行政機関の対応

第1款 関東総合通信局

関東総合通信局は、9月10日午前11時に局長を本部長とする災害対策本部を設置し、被害状況の情報収集や情報提供、応急対策に努めた。

(1) 通信機器の貸し出し準備

- ・ 栃木県及び市町への災害対策用移動通信機器の現地搬入が可能である旨を通知した。
- ・ 災害救助法適用市町に対して防災行政無線の被災状況を確認するとともに、通信機器の貸し出しが可能である旨を通知した。

(2) 災害時の臨機措置

携帯電話基地局1局を口頭で免許した。

(3) 臨時災害放送局の開設

9月10日、事前に臨時災害放送局の開設に備え周波数等の選定作業を実施し、栃木市の臨時災害放送局を臨機の措置で免許（放送開始は、9月15日午後6時から）した。

(4) FMラジオの無償提供

（一社）電子情報技術産業協会に要請し、栃木市に60台を無償提供した。

(5) 可搬型ICTユニットの貸し出し準備

富士通(株)に要請し、可搬型ICTユニット（災害時に電話やWi-Fiなどの通信機能を確認できるシステム）3台について、貸与可能である旨を栃木県に通知した。

(6) 関東地方非常通信協議会

関東地方非常通信協議会構成員であるIPSTARジャパンからの衛星ブロードバンドサービスの支援意向について、栃木県に情報提供した。

(7) 電波利用料徴収業務

災害救助法が適用された栃木県の市町の免許人に対する催告状及び督促状の発送を延期した。

第2款 関東財務局宇都宮財務事務所

関東財務局宇都宮財務事務所は金融機関等への要請や短期資金の貸付案内、栃木県及び市町への情報提供を行った。

(1) 各金融機関等への要請

9月11日付で、日本銀行との連名による「平成27年台風第18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、災害救助法が適用された市町の被災者に対し、状況に応じて金融上の措置を適切に講じるよう、各金融機関等に要請した。

(2) 短期貸付の貸付案内

被災市町に対し、(1)の措置の周知依頼をするとともに、災害復旧に必要な短期貸付の貸付案内を行った。

(3) 栃木県及び災害救助法が適用された県内市町に対し、「災害対応用に使用可能な国有財産」の情報提供を行った。

第3章 初動対応

第3款 関東農政局

関東農政局は、9月10日午後2時に局長を本部長とする災害対策本部及び整備部長を本部長とする国営造成施設等災害対策本部を設置し、指導通知の発出や被害状況の把握、被害に対する支援等を行った。

(1) 現地視察

- ・ 9月14日、石田関東農政局長が農業関係被害の現地調査を行った。
- ・ 9月15日、佐藤農林水産大臣政務官が農業関係被害の現地視察を行った。

(2) 指導通知の発出、支援対策の公表等

- ・ 9月11日、関係金融機関等に対し、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸預金の償還猶予等が図られるよう、関東農政局から通知を発出した。
- ・ 9月11日、関係金融機関等に対し、災害救助法が適用された栃木県栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町の被災者に対し、通帳等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して、払戻しに応ずる等の金融上の措置を適切に講ずるよう、関東農政局から通知を発出した。
- ・ 10月27日、台風第18号及び台風第15号の被害への支援対策を公表した。(農林水産省)
 - ① 災害復旧事業の促進
 - ② 共済金等の早期支払い
 - ③ 災害関連資金の無利子化
 - ④ 農業用ハウス等の取得・修繕への助成
 - ⑤ 被災により減収した資料用米への助成
 - ⑥ 収穫後に被害のあった米への助成
 - ⑦ 被災した畜産農家の経営安定

(3) 農作物等の被害状況の把握

関東農政局宇都宮及び大田原地域センター（地域センターは平成27年10月1日の組織改正により廃止。現在は栃木支局。）の職員が、農作物の被害面積及び被害量等を把握するため、被災地域において調査を実施。9月10日から10月22日までの間、被害発生後4回にわたり被害状況を取りまとめた。

(4) 農地・農業用水利施設の被害に対する支援

9月10日、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所職員が栃木県内の農業用水利施設の被害状況について聞き取り調査を実施。以降、10月23日までに本局及び出先機関の技術系職員を栃木県に延べ42人派遣し、被害状況の調査、被害額算出に関する技術的支援、応急対策・復旧工法に関する技術的助言・指導等を行った。

第3章 初動対応

第4款 栃木労働局

栃木労働局は、9月10日午前8時30分に災害対策本部を設置し、災害状況確認や災害復旧活動を行った。同局の出先機関である栃木労働基準監督署（栃木市）は床上浸水等の被害を受けた。

第5款 関東森林管理局

関東森林管理局は、9月10日午前7時に災害情報連絡室を、11日午前8時30分には局長を本部長とする災害対策本部を設置し、情報収集や現地調査、関係機関との連絡調整等を行った。また、日光森林管理署は9月10日午前7時に豪雨災害現地災害対策本部を設置した。

(1) 管理施設等の被害（平成28年2月1日現在）

【栃木県内における被害額】 (単位：千円)

区分	被害箇所		被害額
林地荒廃	17箇所		1,183,055
林道施設等	45路線	205箇所	644,743
計			1,827,798

(2) 現地調査

- ・ 9月12日、栃木県と連携してヘリコプターによる現地調査を実施した。
- ・ 9月15日～16日、森林総合研究専門家と合同で現地調査を実施した。

第3章 初動対応

第6款 関東経済産業局

関東経済産業局は、9月10日から関東経済産業局防災委員会を開催し、災害情報の収集・共有を行った。

(1) 被災中小企業・小規模事業者対策

災害救助法が適用された市町の被災中小企業・小規模事業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の実施の決定、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。また、県の要請を受けて、6市町をセーフティネット保証第4号の災害指定地域として追加で指定した。

※ セーフティネット保証4号

突発的な災害の発生を起因として売上高が一定以上減少している中小企業者が、一般保証とは別枠の保証が利用可能となる制度

(2) 電気料金の特別措置

災害救助法適用市町及び隣接する地域において、被災した需要家に対する災害対策特別措置として、電気事業法第21条第1項ただし書きの規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）を実施するため、東京電力(株)に対して特別措置の認可を実施した。

(3) ガス料金の特別措置

ガス事業法第20条ただし書きの規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）を実施するため、北日本ガス(株)及び鬼怒川ガス(株)に対して特別措置の認可を実施した。

(4) 現地調査

9月15日、栃木県内の商工業の被災状況について現地調査を実施した。

第7款 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、産業保安事故・災害連絡体制を24時間365日運用し、管内の電気、都市ガス、LPガス、コンビナート、火薬及び鉱山に関する事故、被害情報の収集・とりまとめを実施しており、本災害においても9月10日早朝から同体制で被害情報の収集・取りまとめ、関係機関への情報提供を行った。

(1) 被害情報の収集、取りまとめ、情報提供

管内所管産業の被害情報を収集・取りまとめ、関係機関への情報提供を行った。

- ① 電気設備被害
- ② 高圧ガス被害
- ③ 都市ガス被害
- ④ 鉱山被害

(2) 太陽電池発電設備に係る周知

水没した太陽電池発電設備による感電を防止するため、関係自治体及び関係団体等に対して周知を図った。

(3) 現地調査

- ・ 日光市の坑水処理施設1箇所について、復旧状況の現地確認調査を実施した。
- ・ 水没、損壊被害のあった栃木県内の水力発電所のうち主要な4箇所について、11月13日に復旧状況の現状調査を実施した。

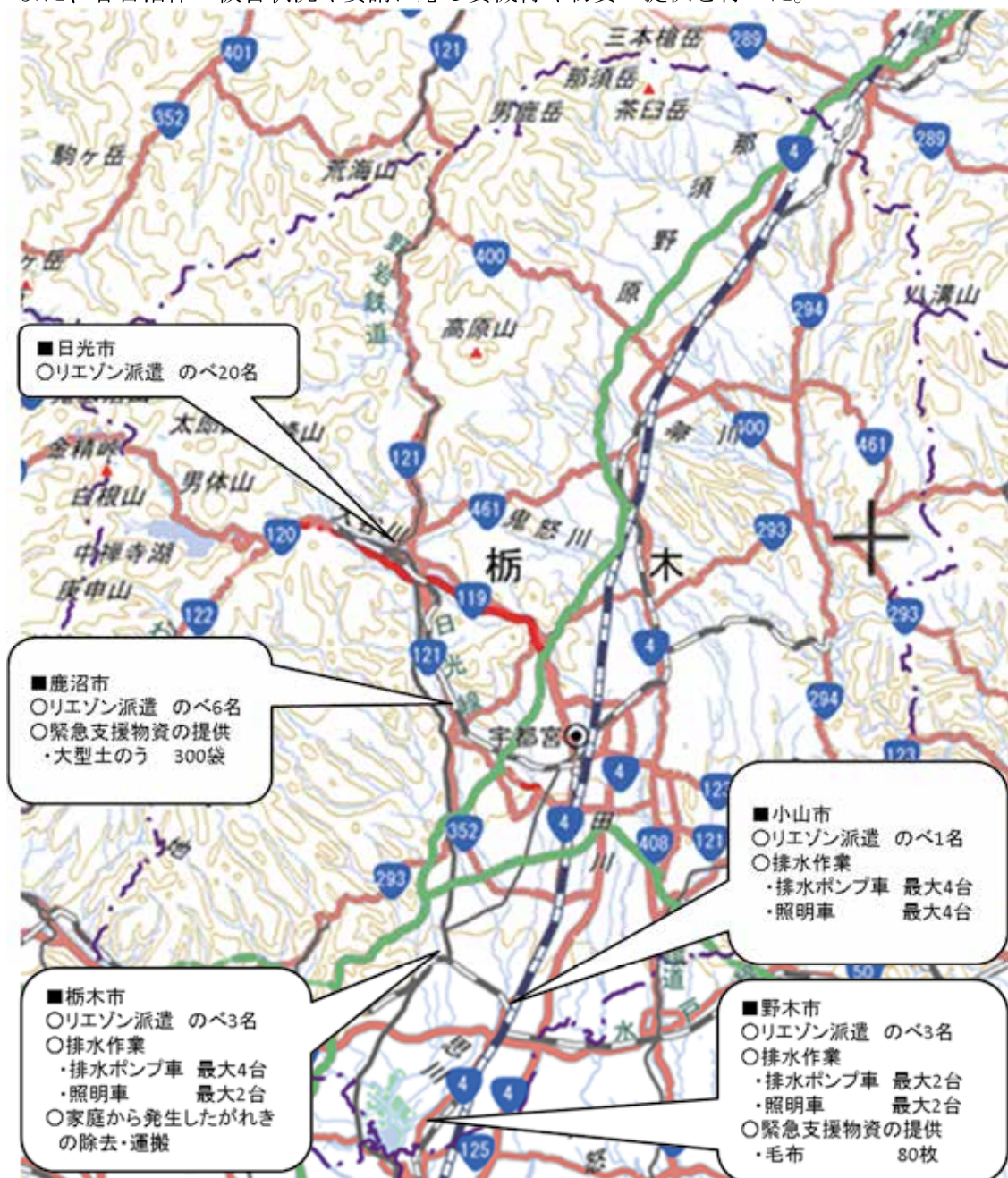
第8款 関東地方整備局

関東地方整備局は、9月8日午後3時に注意体制を敷くと、9月9日午後1時30分に警戒体制、9月10日午前3時55分に非常体制に移行し、被災状況の把握や応急復旧活動などを行った。

(1) リエゾン（情報連絡員）及び資機材の派遣、物資の提供

栃木県庁へのべ23名、市役所、町役場へリエゾンを派遣し、情報の共有と速やかな応急復旧活動へつなげた。

また、各自治体の被災状況や要請に応じ資機材や物資の提供を行った。



出典：国土交通省国土地理院「地理院地図」
(<http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40025.html>)
(2016/05/09アクセス)

(2) 河川氾濫への対応

支川に設置された排水設備の能力を超えた水量により、排水が追いつかなかった箇所及び排水機場が浸水し、既存排水施設が機能しなかった箇所について、自治体の要請で排水ポンプ車を派遣した。

- ・栃木県小山市、栃木市、野木町の3箇所の被災現場へ災害対策用機械 合計18台（排水ポンプ車が10台、照明車が8台）を10日間におよび派遣。

(3) 直轄ダムの対応

鬼怒川上流の4つのダム（湯西川ダム、五十里ダム、川俣ダム、川治ダム）では、できる限り降水を貯める操作を行い、約10,000万 m^3 の水を貯め込み、鬼怒川の水位を低下させ、被害を軽減させた。また、渡良瀬遊水地では過去最高の約8,600万 m^3 の洪水を調節し、利根川の水位を低下させた。

(4) 土砂災害への対応

日光砂防事務所も9月9日午後0時に注意体制を敷くと、9月9日午後5時に警戒体制に移行、管内での土砂災害による被害発生の情報を受けて9月10日午前8時20分に非常体制に移行した。

日光市芹沢をはじめ日光市内各所で発生した土砂災害に対して、下記のとおり対応を行った。

① 被災状況調査

被災当日の9月10日から日光市内各所へ職員を派遣し、被災状況を把握するとともに、翌11日から災害対策用ヘリコプター「あおぞら」号による上空からの被災状況調査を行った。その結果、男鹿川流域の芹沢、入山沢周辺を中心として日光市北東部に土砂災害が集中していること、国道121号沿いに斜面崩落や道路寸断が多数発生していることを確認した。

② 日光市芹沢地区における土石流災害対応

日光市芹沢地区では、9月10日未明に集落周辺8溪流から同時多発的に土石流が発生して、負傷者2名、全半壊6戸、市道流失などの被害を受け、14世帯25名が孤立したことから、緊急的に災害対応を実施した。

- ・市道芹沢線における道路啓開及び応急復旧

被災翌日の9月11日から孤立解消に向け、道路啓開及び流失した市道の応急復旧などを実施した。

- ・仮排水路の設置

被災後の降雨によって再度災害が懸念されることから、土石流が発生した6溪流において、安全に流水と土砂を流下させる応急対策として大型土のうを用いた仮排水路を設置した。

- ・監視観測体制の整備

住民の警戒避難を支援するため、土石流発生や河川水位などを監視する機器（カメラ・センサー・雨量計など）及び警報装置、通信設備を設置し、映像などの監視情報を栃木県庁及び日光市役所へ配信した。

第3章 初動対応

③ 土砂災害専門家及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による緊急点検

9月15日より、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所の土砂災害専門家4名の技術指導のもと、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）20名により日光市芹沢地区の土砂災害危険箇所において緊急点検を実施した。

9月17日に、日光市長へ調査結果を報告するとともに、警戒避難などの今後の対策について助言を行った。

第9款 関東運輸局栃木支局

関東運輸局栃木支局は、9月9日午前9時に関東運輸局防災業務計画に基づく注意体制を敷くと、9月10日午前9時30分に警戒体制に移行し、所管事業（自動車運送事業者、自動車販売、自動車整備事業者）の被害情報の収集及び連絡体制の確保に努めるとともに、自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック）団体あてに事故防止に関する警報を発出した。

第6節 陸上自衛隊の対応

陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊は、9月9日午後7時15分に情報所を開設して被害状況等の情報収集等を開始すると、9月10日午前0時28分に指揮所を開設して対処部隊の派遣準備を開始した。

(1) 体制

月日	時間	内 容
9/9	19:15	情報所を開設、被害状況等の情報収集等を実施
9/10	0:28	指揮所を開設、初動対処部隊（29名）の派遣準備を開始
	4:15	連絡班（2名）を栃木県庁に派遣
	5:00	栃木地方協力本部から連絡員を栃木県庁に派遣
	6:00	特科隊全隊員を呼集、災害派遣準備を実施（駐屯地で待機）
	9:30	栃木地方協力本部から、宇都宮、日光、鹿沼、栃木、真岡及び小山市役所に対して連絡員を派遣
	12:30	連絡班（旅団）を鹿沼市役所に派遣（土砂災害の情報収集）
9/11	6:20	大雨特別警報解除に伴い、特科隊の全隊員の駐屯地での待機を解除（指揮所、初動対処部隊の派遣態勢の維持は継続）
	9:00	栃木県知事からの災害派遣要請を受理 連絡班の増加派遣（日光市）及び災害派遣に伴う経路偵察及び通信確保のための中継所を設置指示
	10:05	災害派遣部隊（人員51名、車両17両）、第12偵察隊（バイク6台）、第12ヘリコプター隊（UH-60 3機）を派遣
	18:20	栃木県知事から災害派遣部隊の撤収要請
	20:48	災害派遣部隊の撤収が完了 指揮所を閉所（情報所は引き続き開設、情報収集を実施）
9/18	16:15	情報所閉所

第3章 初動対応

(2) 活動状況

月日	時間	内 容
9/9	19:15	情報所を開設、被害状況等の情報収集等を実施
9/10	0:28	指揮所を開設、初動対処部隊（29名）の派遣準備を開始
	4:15	連絡班（2名）を栃木県庁に派遣し、情報収集を実施
	5:00	栃木地方協力本部から連絡員を栃木県庁に派遣、情報収集を実施
	6:00	姿川、田川及び黒川沿いの河川状況の偵察を実施 →9:13 偵察終了につき撤収
	9:30	栃木地方協力本部から、宇都宮、日光、鹿沼、栃木、真岡及び小山市役所に対して連絡員を派遣し、情報収集を実施
	12:30	連絡班を鹿沼市役所に派遣し、土砂災害における情報を収集
9/11	16:08	災害派遣に備え、無線中継組を大平山に派遣 →18:05 任務終了につき撤収
	9:00	日光市役所に連絡班を派遣し、災害派遣に伴う情報収集及び各種調整を実施 日光市芹沢地区に対して連絡班、地上偵察班及び無線中継組を派遣し、連絡調整、経路偵察及び無線中継業務を実施
	10:05	災害派遣部隊の活動内容 ・被災地の状況偵察活動 ・輸送支援（孤立住宅に対する物資輸送） →20:48 災害派遣部隊撤収要請受理により撤収

第7節 指定公共機関等の対応

第1款 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社は、9月9日午後5時に対策本部を設置した。大雨の影響により、9月9日から9月12日にかけて各線の電車に運休や遅延が発生したが、9月12日までに応急復旧が完了し、9月13日には全線通常どおりの運行に復旧した。

(1) 日光線被災箇所の復旧作業

日光線では、橋台裏土砂流出や道床流出が発生し、9月10日から11日にかけて全区間で、9月12日は宇都宮駅～鹿沼駅間で終日運転を見合わせた。応急復旧作業は9月12日で完了し、9月13日からは平常通り運転を再開している。

【日光線の復旧状況】

区間 (宇都宮駅からの距離)	被災状況	復旧対応
鶴田駅～鹿沼駅 (8km460m 付近)	橋台裏土砂流出 (武子川橋梁)	9/12 17:00 応急復旧完了
鶴田駅～鹿沼駅 (9km905m 付近)	道床流出	9/10 22:35 復旧完了
鶴田駅～鹿沼駅 (10km450m 付近)	道床流出	9/10 19:30 復旧完了
文挾駅～下野大沢駅 (23km897m 付近)	落合学童RC雑木流入	9/10 21:00 雑木撤去完了
文挾駅～下野大沢駅 (26km15m～300m 付近)	倒木架線支障 道床流出	9/11 2:36 応急復旧完了
文挾駅～下野大沢駅 (26km860m 付近)	板橋通路RC冠水	9/11 17:38 安全点検完了
鹿沼駅 下野大沢駅	転てつ器モーター浸水 (計4台)	9/11 14:00 交換完了

第3章 初動対応

第2款 東日本電信電話株式会社栃木支店

東日本電信電話株式会社栃木支店は、9月10日午前1時30分に災害対策本部員を参集させると、同日午前7時35分に栃木県大雨災害復旧本部を設置し、被害状況の把握や復旧作業を行った。

(1) 復旧工事

東日本電信電話株式会社栃木支店は9月10日午前9時からパトロールを開始し、同時に鹿沼市の電柱崩落、日光市文挾地区の電柱折損、塩原地区電柱折損等の応急復旧工事を開始した。さらに、三依地区のケーブル断線を受け、三依ビルに移動電源車を出動させた。9月20日午後5時に孤立していた日光市三依芹沢地区の固定電話の復旧が完了し、9月24日午後4時15分には、二次災害の恐れが想定される地区を全て含む全ての通信サービスの復旧が完了した。

(2) 特設公衆電話の設置

9月10日午前8時	那須塩原市中塩原の事前設置特設公衆電話開放
9月10日午前9時20分	大田原市川上の事前設置特設公衆電話開放
9月11日	日光市三依に衛星携帯電話を設置

(3) 支援措置

- ① 9月10日午後3時付けで、避難指示・避難勧告が発令された地域に対する下記の支援措置を発表した。
 - ・ 避難勧告・避難指示の発令から解除までの基本料金等の無料化
 - ・ 避難による移転工事費の無料化
 - ・ 利用料金支払期限の1ヶ月間延長
- ② 9月11日午後5時30分付けで、災害救助法適用地域に対する同様の支援措置を発表した。

第3款 日本赤十字社栃木県支部

日本赤十字社栃木県支部は、9月9日午後9時30分に第1次救護体制を発令すると、9月10日には第2次救護体制を発令し、日赤栃木県支部災害救護実施対策本部を設置した。

また、9月10日の午前8時に栃木県に災害医療対策本部が設置されたことを受け、支部職員を栃木県庁に派遣した。

(1) 医療アセスメントチームの派遣

那須赤十字病院から栃木市の避難所に医師1名、看護師長1名、看護師1名、薬剤師1名からなるアセスメントチーム及び支部職員1名を派遣し、3避難所139名に対して医療アセスメントを実施した。

(2) 救援物資の配布

11市町に対して合計で毛布999枚、緊急（日用品）セット463個、安眠セット175個、布団（寝具）セット172個を配布した。

(3) 義援金の受付

日本赤十字社各都道府県支部において「栃木県台風第18号等災害義援金」の受付を行い、平成28年3月末現在で142,471,519円の義援金を栃木県義援金配分委員会へ送金した。

(4) 茨城県常総市への職員派遣

甚大な被害を受けた茨城県常総市への支援のため、支部及び各赤十字病院（芳賀・那須・足利）から医療救護班、こころのケア要員、日赤災害医療コーディネーター、第2ブロック支部現地調整本部調整要員を常総市へ派遣した。

(5) ボランティアによる活動

赤十字ボランティアとして、延べ4人が救援物資搬出作業の補助や常総市のdERU（仮設診療所）撤収作業に従事した。

第4款 日本放送協会宇都宮放送局

日本放送協会宇都宮放送局は、9月9日夜から豪雨報道に向けた体制を確立し、その後全国からの応援要員を受けて県内各地における取材・報道体制を組んだ。

上記体制のもと、県内各地方の中継を含めた全国へのニュース放送や栃木県内向けの特設ニュースを放送するとともに、ライフライン放送の実施やホームページに災害情報ページを立ち上げ、被災地情報の発信を行った。このほか、中継局等の設備を速やかに調査し、安定した放送を届け続けるとともに、日光市内の避難所にテレビを設置して情報提供を行った。

第3章 初動対応

第5款 東京電力株式会社栃木総支社

東京電力株式会社栃木総支社は、9月9日午後3時に台風18号接近に伴う本部支部態勢協議を実施すると、9月10日午前5時45分には第1非常態勢を発令し、被害情報の収集や設備被害の復旧活動等を実施した。

(1) 設備被害に伴う復旧活動

- ① 被害を受けた水力発電所については、土砂崩れ箇所のブルーシート養生等応急対応を行った後、水没による排水や土砂撤去・発電機の分解点検・機器の取り替え等の復旧活動を継続的に実施している。
- ② 土砂崩れにより鉄塔が傾斜したため、9月10日から断線した送電線ならびに鉄塔建替の復旧工事を緊急実施した。
- ③ 鬼怒川発電所逆川ダム調整池護岸が損傷し、河川の水が調整池へ流入したことにより調整池水位が上昇したため、9月10日から護岸損傷箇所についてコンクリート復旧工事を実施した。
- ④ 竹之沢発電所水槽余水路損傷箇所の上部付近で市道が陥没したため、9月10日から9月30日にかけて損傷箇所をコンクリートで補修した。その後、日光市による道路復旧工事が実施された。
- ⑤ 電柱・高圧線・低圧線・変圧器等被害に対する復旧作業を9月9日から実施した。

第6款 東京ガス株式会社宇都宮支社

東京ガス株式会社は、9月9日午後1時42分に気象警報に基づく監視体制を設置すると、同日午後7時には大雨洪水対応体制に移行し、9月10日午前0時20分には大雨特別警報発令に基づく特別動員を発令し、下記の対応を実施した。

(1) 監視、点検等の活動

- ① 高圧導管の路線及び関連施設の巡回点検
- ② 高圧導管の河川橋に添架される配管状況と河川水位を常時監視
万が一の橋梁流出を想定し、3橋において橋梁前後の配管バルブ閉止による区間遮断準備
- ③ 中低圧導管の河川橋に添架される配管状況と河川水位を常時監視
万が一の橋梁流出を想定し、8橋において橋梁前後の配管バルブ閉止による区間遮断準備
- ④ 暗渠内配管地区の確認および漏えい調査（六道町地区1箇所）
- ⑤ ガス供給内における、急傾斜地等地盤の崩壊の恐れのある箇所（土砂災害警戒区域近傍）の巡回監視
- ⑥ 河川及び湖沼近傍低地に設置された整圧器の巡回監視

第7款 株式会社NTTドコモ栃木支店

株式会社NTTドコモ栃木支店では、9月9日午後3時に本災害に対応する体制を確立した。

(1) 避難所及び支援活動

- ① 最大13箇所の避難所及び3自治体に対して、携帯電話無料充電サービス（集合型充電器）の提供を行った。
- ② 最大1自治体10台、3箇所の避難所計9台の携帯電話貸出しを行った。
- ③ 最大3箇所の避難所へd o c o m o W i - F iを設置した。
- ④ 通信の復旧状況や被災地支援情報を地図でわかりやすく表示して確認できる復旧エリアマップの提供を行った。

(2) 設備復旧

- ① 日光市・三依地区及び芹沢地区について、衛星移動無線基地局車両設営による携帯電話エリアの救済を行った後、既存基地局の仮復旧工事を実施した。
- ② 小山市で無線基地局への浸水が発生したため、被害装置の排除による仮復旧を実施した。

第8款 東日本高速道路株式会社関東支社

東日本高速道路株式会社関東支社は、9月8日午後5時に台風18号の接近による警戒体制を構築すると、9月9日午後5時に降雨量が通行規制基準に達したため緊急体制へ移行し、切土のり面の災害が発生した同日午後9時57分に非常体制に移行した。

3箇所で発生した切土のり面の土砂崩落については、大型土のう等を設置して車線の安全を確保し、車線規制等を実施して通行止めを解除した後、崩落した土砂を撤去して排水施設を設置し、切込採石で法面整形を行って車線規制を解除した。

第3章 初動対応

第9款 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、9月8日に気象警戒体制、9月9日に連絡体制の確保、要注意箇所巡回強化体制を敷くと、9月10日午前8時27分に対策本部を設置し、被害状況の把握や復旧作業に関する指示、早期運転再開に関する指示等を発信した。

(1) 主な施設被害に対する復旧活動

- ① 日光線の新鹿沼～北鹿沼間で盛土流出及び電柱の倒壊が発生したため、盛土材の搬入・締固め作業を実施し、9月18日に仮復旧した。
- ② 日光線の下小代駅構内で線路内への土砂流入が発生したため、流入した土砂の搬出、斜面の改修を実施し、9月18日に仮復旧した。
- ③ 宇都宮線の安塚～西川田間の姿川第二避溢橋梁の橋台及び橋桁が流出したため、仮設橋台および仮設橋桁の設置を行い、10月7日に仮復旧した。
- ④ 鬼怒川線の新高德～小佐越間で盛土の流出が発生したため、盛土材の搬入・締固め作業を実施し、9月15日に仮復旧した。
- ⑤ 鬼怒川線の小佐越～鬼怒川温泉間で線路碎石の流出が発生したため、線路碎石の補充作業を実施し、9月18日に仮復旧した。

(2) 発災後の応急対応

以下の区間でバスによる代行輸送を行った。

- ① 佐野線 館林～葛生間 (9月9日～10日)
- ② 日光線 南栗橋～新栃木間 (9月10日～9月11日)
- ③ 日光線 新鹿沼～東武日光間 (9月9日～18日)
- ④ 鬼怒川線 下今市～新藤原間 (9月9日～18日)
- ⑤ 宇都宮線 新栃木～東武宇都宮間 (9月9日～9月12日)
安塚～西川田間 (9月13日～10月12日)
- ⑥ その他 東武日光～JR宇都宮間 (9月10日)
新鹿沼～JR鹿沼間 (9月14日～9月18日)

※ 一般社団法人栃木県バス協会まとめの代行輸送日付と一部相違があるが、集計方法が異なることによるものである。

第10款 一般社団法人栃木県LPガス協会

一般社団法人栃木県LPガス協会は、9月10日午前8時30分に災害対策本部を設置し、被災状況の収集を行った。

第11款 株式会社栃木放送

株式会社栃木放送は、9月9日夕方からデスク、アナウンサーが待機体制をとるとともに、深夜の報道部員を増員し、9月10日はほぼ全員体制で災害の情報発信にあたった。深夜も15分から20分ごとに災害情報を発信し、9月10日～11日夜までは一部番組及びCMを除き、災害情報の発信を継続して行った。

第12款 株式会社とちぎテレビ

株式会社とちぎテレビは、9月9日午後5時43分にL字放送体制に移行し、9月9日午後10時14分に臨時ニュース体制をとった。さらに9月10日午前8時すぎに災害対策本部を設置し、特別番組体制をとった。人員体制も報道制作局主体から順次レベルを上げて全社体制を敷いた。

特別警報が発表された9月10日午前0時24分に放送した緊急ニュースをはじめ、9月10日20時30分までに本災害に関する臨時ニュースや特別番組を現場からの中継を交えて計17回放送したほか、各時間帯の情報番組でも本災害に関するニュースを中心に報道した。また、L字放送は9月18日まで間断なく実施した。

第13款 一般社団法人栃木県医師会

一般社団法人栃木県医師会は、9月10日の午前5時に県災害医療本部が設置されたことを受け、各郡市医師会において編成している災害医療救護班（JMAT）の派遣準備を行った。

第14款 公益社団法人栃木県看護協会

公益社団法人栃木県看護協会は、開催していた研修事業を9月10日に早期終了させるとともに、9月14日午前10時30分に第1回の災害対策本部会議を開催し、小山・栃木・県西地区支部の被災状況を確認し、関係機関に報告した。9月16日には日本看護協会の要請を受け、9月29日までのうち6日間延べ14人の災害支援ナースを茨城県常総市に派遣した。

第15款 一般社団法人栃木県バス協会

一般社団法人栃木県バス協会は、東武日光線及び宇都宮線等の鉄道被害に伴う貸切バス等による代替輸送、また県内乗合バスの運行状況を把握して県及び栃木運輸支局に報告した。

また、被害の拡大に備え、各社の車両提供可能数について調査を行い、東武鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に情報提供した。

【バス代替輸送状況】

状況	運送事業者	運送区間	備考
東武宇都宮線 安塚～西川田間の 橋梁橋台及び橋桁 の流失	東野交通 関東自動車 TCB観光 やしお観光バス 那須交通 しもつけ観光バス 関根観光	新栃木～東武宇都宮	9/9～11 夕方
		安塚～西川田 (一部安塚～東武 宇都宮の運行有 り) 朝10台、夕8台	9/11 夕方～10/7
東武日光線 永野川増水	つつじ観光 グリーン観光自動車	新大平下～東武宇都宮	9/9
		新栃木～新鹿沼	
東武日光線 新鹿沼～北鹿沼間 の盛土流出による 電路倒壊 下小代駅構内の土 砂流入	東武バス日光 つくし観光 鹿沼観光 富美橋観光 日光交通 関東自動車	新鹿沼～新藤原	9/9～18
		新鹿沼～JR鹿沼	
		東武日光～JR宇都 宮の一部	
		JR宇都宮～日光湯元	9/12～17
東武佐野線 秋山川規制値超	つつじ観光 藤よし観光バス あさみ観光 北関東観光	館林～葛生	9/10～11
東武日光線 南栗橋～栃木、藤 岡～静和間の盛土 流出による電路倒 壊	弘美観光バス タイセイ観光 静和観光バス サワキ観光 しもつけ観光バス 関根観光	新鹿沼～下今市	9/10～11
東武日光線 新鹿沼～東武日光 間の盛土流出	朝日観光バス 男鹿観光バス	新鹿沼～鬼怒川温泉	9/10～18
東武日光線 新鹿沼～東武日光 間の盛土流出	三栄自動車	鬼怒川公園～東武日 光～栃木	9/16～18 2 往復
鬼怒川～川治の道路 損壊 川治、湯西川温泉 は大笹牧場経由	男鹿観光バス	川治温泉～日光	9/10～18 大笹牧場にて大 型バス受け
		湯西川温泉～大笹牧場	

第3章 初動対応

第16款 栃木ガス株式会社

栃木ガス株式会社は、9月10日8時50分に第1次特別出動体制を設置すると、協力会社にも出動を依頼し、合計29名（9月11日は28名）の体制で応急対応にあたった。

ガス本支管やガス供給管・内管の差水による供給支障が発生し、9月10日午後2時58分までに計23件の需要家に対して供給が停止されたが、採水作業や導管修理作業により順次復旧し、9月11日午後6時45分に全ての供給が復旧した。

第17款 北日本ガス株式会社

北日本ガス株式会社は、水害の発生により9月10日午前8時に水害対策本部を設置した。

鹿沼市において、水害による土砂崩れにより都市ガス需要家のガスメーター一部損傷の恐れが発生したため、9月12日にガス本支管の切断及びバイパス仮設配管を施工したほか、県南部の水害地域のガス設備巡回点検や小山市の水没した需要家のLPガスの閉止作業及び復旧作業を行った。

第18款 一般社団法人栃木県歯科医師会

一般社団法人栃木県歯科医師会は、本災害に際して各郡市歯科医師会管内の被災状況を調査するとともに、避難所掲示用のポスターの作成を行った。9月14日からは、各郡市歯科医師会へポスターの掲示、歯ブラシの配布、口腔ケア活動等、各避難所避難者への支援を要請し、該当する郡市歯科医師会に歯ブラシ等の支援物資を提供した。

第19款 一般社団法人栃木県薬剤師会

一般社団法人栃木県薬剤師会は、9月10日午前10時に災害対策本部を設置し、各支部の状況について確認した。

第20款 公益社団法人栃木県柔道整復師会

公益社団法人栃木県柔道整復師会は、県内の被害状況を確認し、被害を受けた会員への災害見舞金の支払いなどを行った。

第21款 栃木県道路公社

栃木県道路公社は、9月9日午後5時15分から事務所待機の体制をとり、夜間も最大8名の体制で災害対応にあたった。

(1) 日光宇都宮道路

土砂流出2箇所、法面崩落3箇所、倒木・砂利流出6箇所、その他路面冠水箇所多数の被害が発生したため、9月9日より全線が通行止めとなったが、10日早朝から委託業者が土砂排除作業に入り、10日午後5時には宇都宮IC～日光IC、11日午後3時には全線の通行止めを解除した。

(2) 日塩有料道路

土砂流出5箇所、法面崩落3箇所、倒木・砂利流出6箇所、その他路面冠水箇所多数の被害が発生したため、9月9日午後10時より全線が通行止めとなったが、10日早朝から委託業者・直営作業班が土砂排除作業に入り、10日午後3時30分には片側通行可能とし、鶏頂開拓住民及び新湯等の関係者の通行を可能にした。また、15日午後0時には塩原料金所～終点、17日午後3時には仮復旧を終了し、全線通行止めを解除した。

(3) 鬼怒川有料道路

土砂流出1箇所の被害が発生したため、委託業者が土砂排除作業を実施した。

第3章 初動対応

第22款 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会は、県災害対策本部の設置を受けて9月10日午前8時に福祉救災災害対策本部を設置するとともに、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市の各社会福祉協議会で災害ボランティアセンターの設置が見込まれたため、10日午後4時に県災害ボランティアセンターを設置した。

9月11日以降は、各市町社会福祉協議会の被害状況や対応体制等を確認し、被害の大きい栃木市、鹿沼市、日光市、小山市の4市の社会福祉協議会に対して職員を派遣するとともに、県内市町社会福祉協議会や他県社会福祉協議会からの応援に係る調整等を行った。

【災害ボランティアセンター運営支援派遣職員数】

区分	派遣数 (のべ人数)	備考
県社会福祉協議会	144	
県内市町社会福祉協議会	185	
群馬県社会福祉協議会	18	関東ブロック都県・指定都市社協災害支援協定に基づく派遣
計	347	

【災害ボランティアセンターでのボランティア活動人数】

区分	ニーズ	活動人数	災害ボランティアセンター開設期間
栃木市社会福祉協議会	432	1,987	9/11～12/14
鹿沼市社会福祉協議会	428	6,429	9/10～11/30
日光市社会福祉協議会	150	686	9/13～10/4
小山市社会福祉協議会	358	1,216	9/11～11/6
計	1,368	10,318	

第23款 一般社団法人栃木県建設業協会

一般社団法人栃木県建設業協会は、9月10日午前7時に災害対策本部を設置すると、県土整備部長からの災害協定に基づく県が管理する公共施設等における機能の確保及び回復並びに被害状況の把握に係る協力要請を受け、全支部をあげて被害状況の把握、道路河川等の応急復旧等に取り組んだ。また、協会の「道路河川等管理情報システム」により取りまとめた報告書を県土整備部に提出した。

第24款 高齢者福祉団体

(一社) 栃木県老人福祉施設協議会、(一社) 栃木県老人保健施設協会及び栃木県認知症高齢者グループホーム協会が、会員施設に対し、施設の空室や短期入所生活介護の居室、その他のスペースを活用して、被災した要介護高齢者等を受け入れるよう通知し、特別養護老人ホーム(14施設)、介護老人保健施設(5施設)、小規模多機能型居宅介護事業所(1事業所)の計20施設(事業所)が、42名の被災者を受け入れた。

第25款 障害福祉施設関係団体

栃木県身体障害者施設協議会(9月10日)及び特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会(9月11日)が、被害状況等の情報収集のほか、被災施設の利用者等の一時的受け入れ、食料、飲料水等生活必需品の供給等について準備した。

第26款 栃木県聴覚障害者協会

9月10日、小山市の間々田中学校に避難した聴覚障害者について、栃木県聴覚障害者協会から、とちぎ視聴覚障害者情報センターに手話通訳者の派遣依頼があり、手話通訳者を派遣した。

避難者は9月11日に帰宅した。